

## モニタリング実施標準期間確認表

利用しているサービスの内容	標準期間（R2年4月～）	該当する 項目に☑
新規サービス利用者 著しくサービスの内容等に変更があった者	1月ごと 利用開始(変更)から3月のみ	
在宅の障害福祉サービス・障がい児通所支援等		
集中的支援が必要なもの	1月ごと	
居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、 就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助、	3月ごと	
生活介護、就労継続支援、地域移行支援、地域定着支援、 障害児通所支援、共同生活援助（日中サービス支援型を除く）	6月ごと ※65歳以上で介護保険のケアマネジメ ントを受けていない者は3月ごと	
施設入所等		
障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、 重度障害者等包括支援	6月ごと	